

退職手当支給条例等の一部を改正する条例の改正概要 (支給率引下げ)

(平成30年3月 組合条例第1号)

一般職の職員に対する退職手当の支給水準を国に併せ引き下げるとともに、組合市町村の負担軽減を図るため、次により関係条例の改正を行うこととした。

1 一般職の職員の退職手当の支給水準引下げ等 (第1条 (附則第36項の改正規定)、第2条及び第3条関係)

一般職の職員に対する退職手当の支給水準を国に併せ次のように引き下げることとする。

(1) 調整率の引下げ (第1条 (附則第36項の改正規定) 及び第2条関係)

調整率 (退職手当支給条例本則の規定により計算した額に乗じる附則に定める割合) を $87/100$ から $83.7/100$ に引き下げる。

(2) 平成18年改正の際の保障額に係る調整率の引下げ (第3条関係)

地域手当導入による給与改定とともに行われた退職手当制度改正に伴う保障額について、従前の保障額調整率 $87/100$ については $83.7/100$ に、保障額調整率 $87/104$ については $83.7/104$ に引き下げる

(3) その他関係規定の整備を行うこととする。(第1条及び第3条関係)

2 負担金制度の改正 (第1条 (第24条、第24条の2及び第24条の4の改正規定) 関係)

(1) 普通負担金率の引下げ (第24条の改正規定関係)

普通負担金率を次のように千分の10引き下げることとする。

① 医師及び医療職給料表適用職員に係る普通負担金率 千分の140 (改正前千分の150)

② その他の職員に係る普通負担金率 千分の190 (改正前千分の200)

(2) 普通負担金の軽減に係る割合の引下げ (第24条の2の改正規定関係)

普通負担金の軽減が適用される場合の適用される読み替えられる割合をそれぞれ千分の10引き下げることとする。

(3) その他 (第24条の4の改正規定関係)

上記(1)及び(2)の措置により必要となる調整特別負担金の納付方法に係る特例に係る規定の整備を行うこととする。

3 施行期日及び経過措置 (附則)

(1) 施行期日 (附則第1項関係)

一般職の職員の退職手当の支給水準引下げ及び普通負担金率の引下げは、平成30年4月1日から施行することとする。

※ 別添支給率早見表参照

(2) 普通負担金率引下げに係る経過措置 (附則第2項関係)

普通負担金率の引下げは、段階的に行うこととし、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、引き下げる率を千分の5とすることとする。

支給率早見表（平成30年改正後）

0.837

（平成30年4月1日以後の退職者に適用）

山形県市町村職員退職手当組合

勤続年数	第6条(準則第3条)			第7条(準則第4条)		第8条(準則第5条)		勤続年数
	自己都合	公務外傷病	10年以下勤続	11年以上25年未満勤続		整理 公務上死亡 公務上傷病 応募認定(組織 改廃等)	25年以上勤続	
			定年 勤奨 応募認定(年齢 構成適正化) 通勤災害傷病 任期終了 公務外死亡 事務都合	定年 勤奨 応募認定(年齢構成適正化) 通勤災害傷病 任期終了 公務外死亡 事務都合	定年 勤奨 応募認定(年齢構 成適正化) 通勤災害傷病 任期終了 公務外死亡 事務都合			
1	0.5022	0.837	0.837			1.2555(3.6a)		1
2	1.0044	1.674	1.674			2.511(4.5a)		2
3	1.5066	2.511	2.511			3.7665(5.4a)		3
4	2.0088	3.348	3.348			5.022(5.4a)		4
5	2.5110	4.185	4.185			6.2775		5
6	3.0132	5.022	5.022			7.5330		6
7	3.5154	5.859	5.859			8.7885		7
8	4.0176	6.696	6.696			10.0440		8
9	4.5198	7.533	7.533			11.2995		9
10	5.0220	8.370	8.37			12.5550		10
11	7.43256	9.2907			11.613375	13.93605		11
12	8.16912	10.2114			12.764250	15.31710		12
13	8.90568	11.1321			13.915125	16.69815		13
14	9.64224	12.0528			15.066000	18.07920		14
15	10.37880	12.9735			16.216875	19.46025		15
16	12.88143	14.3127			17.890875	20.84130		16
17	14.08671	15.6519			19.564875	22.22235		17
18	15.29199	16.9911			21.238875	23.60340		18
19	16.49727	18.3303			22.912875	24.98445		19
20	19.6695	19.6695			24.586875	26.36550		20
21	21.3435	21.3435			26.260875	27.74655		21
22	23.0175	23.0175			27.934875	29.12760		22
23	24.6915	24.6915			29.608875	30.50865		23
24	26.3655	26.3655			31.282875	31.88970		24
25	28.0395	28.0395				33.27075	33.27075	25
26	29.3787	29.3787				34.77735	34.77735	26
27	30.7179	30.7179				36.28395	36.28395	27
28	32.0571	32.0571				37.79055	37.79055	28
29	33.3963	33.3963				39.29715	39.29715	29
30	34.7355	34.7355				40.80375	40.80375	30
31	35.7399	35.7399				42.31035	42.31035	31
32	36.7443	36.7443				43.81695	43.81695	32
33	37.7487	37.7487				45.32355	45.32355	33
34	38.7531	38.7531				46.83015	46.83015	34
35	39.7575	39.7575				47.709	47.709	35
36	40.7619	40.7619				47.709	47.709	36
37	41.7663	41.7663				47.709	47.709	37
38	42.7707	42.7707				47.709	47.709	38
39	43.7751	43.7751				47.709	47.709	39
40	44.7795	44.7795				47.709	47.709	40
41	45.7839	45.7839				47.709	47.709	41
42	46.7883	46.7883				47.709	47.709	42
43	47.709	47.709				47.709	47.709	43
44	47.709	47.709				47.709	47.709	44
45	47.709	47.709				47.709	47.709	45